

## 答申第61号

### 答 申

#### 1 審査会の結論

平成29年4月6日付けで審査請求人が津市長（以下「実施機関」という。）に対して行った審査請求は、公文書部分開示決定通知書の訂正によって審査請求の利益は消滅したと認められるので、実施機関は、これを却下すべきである。

#### 2 審査請求に至る経緯、趣旨及び経過

(1) 審査請求人は、津市情報公開条例（平成18年津市条例第22号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成29年2月6日付けで次のとおり開示請求を行った。

平成28年5月以降、省エネナビモニター20世帯程度の世帯主名、住所、電話番号のわかる文書

(2) 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、次のもの（以下「本件公文書」という。）を特定した。

平成28年度 省エネナビモニター受付表

(3) 実施機関は、本件公文書について、公文書の一部を開示しない理由を次のとおり記載し、平成29年2月15日付けで公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

申請者の氏名、郵便番号、住所及び電話番号は、条例第7条第2号（個人情報）に該当し、開示することにより特定の個人が識別され、又は識別され得るため。

(4) 審査請求人は、平成29年4月6日付け（消印の日付）で、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

(5) 実施機関は、審査請求人に対し、平成29年5月19日付けで、発出年を訂正した公文書部分開示決定通知書を送付した。

#### 3 審査請求の理由

本件開示請求日は、平成29年2月6日付けであるが、開示決定日が平成28年2月15日であり、津市長前葉泰幸の失当であり、無効である。

#### 4 実施機関の不開示理由説明

申請者の氏名、郵便番号、住所及び電話番号は、特定の個人が識別され、

又は識別され得るため条例第7条第2号の個人情報に該当する。

また、当該公文書部分開示決定通知書には、発信年に記載誤りが存在するが、いずれの公文書開示請求に対する決定であるかについて明確に記載されており、有効である。

なお、発出年を訂正した公文書部分開示決定通知書を再送付している。

## 5 審査会の判断

本件審査請求において、審査請求人及び実施機関は、公文書部分開示決定通知書の有効性について争っている。

当審査会は、本件処分の有効性のほか、本件審査請求の意義について次のとおり検討する。

### (1) 本件処分の有効性について

本件処分に係る公文書部分開示決定通知書は、平成29年2月6日付けの本件開示請求に対し、発出年月日を平成28年2月15日と記載し作成されており、何らかの誤りが存在することが認められる。

受信者氏名、開示請求年月日及び開示請求内容を確認したところ、いずれの公文書開示請求に対する処分であるかについては明確に記載されており、発出年の誤植であることは明らかである。発信者名の箇所には真正の津市長印が押印されていることから、適正な手続を経て作成された公文書であることを示しており、本件処分は有効であると認められる。

### (2) 本件審査請求の意義について

実施機関は、本件審査請求により、本件処分に係る公文書部分開示決定通知書の発出年に誤りがあることを認知し、あたためて発出年を訂正した公文書部分開示決定通知書を送付している。

審査請求人は、公文書部分開示決定通知書の発出日を除く内容については特に異議を申し立てていないことから、発出年の訂正をもって、審査請求の利益は消滅したといえる。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 6 審査会からの意見

本件審査請求は、実施機関の行った事務上の瑕疵に起因するものである。

誤植はわずか1文字とはいえ、実施機関の行った処分に疑義を生じさせ、重大な影響を与える結果となっている。実施機関は、開示請求者の信頼を損なわないよう、慎重かつ適正な事務の執行に努めたい。

## 7 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 4月10日	諮問書の受付（郵送による）
平成29年 7月13日	諮問案件の審議及び実施機関からの口頭意見陳述
平成29年 9月15日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	高 橋 秀 治
委 員	石 田 美 穂